

7. 保険標章の多色化等 (自動車損害賠償保障法施行規則の一部を改正する省令)

保険標章

・保険標章は、車検制度のない検査対象外軽自動車、原動機付自転車等について、自賠責保険の契約締結に併せて、保険会社が保険契約者に交付するステッカーであり、運行の用に供する際に表示を義務づけている(法第9条の2第1項、9条の3第1項)。

▶ 自賠責保険への加入の有無を確認するための重要なツール

改正概要

① 保険標章の多色化

現行の保険標章は、自賠責保険の有効期間を満了する日の属する年に関わらず、色を青色一色としている(法施行規則第1条の5)。



検査対象外軽自動車、原動機付自転車による**無保険車事故が依然として多いことから**、より効果的な無保険車対策を図る必要がある。



○ 保険標章の色を、保険期間の満了する日の属する年ごとに色を変える。

▶ 取締り時等における無保険車の見分けをより容易にするとともに、ユーザーも自ら保険期間の失効をより認識しやすくすることが可能。



平成31年以降の配色については、順次これを繰り返す。

施行日

○ 平成23年4月1日から施行する。
※「ノーロス・ノープロフィット」の原則を踏まえ、施行日以降においても、既に交付済み・在庫分の保険標章は引き続き、使用可能。

法:自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)

② 表示位置に係る規制の緩和

保険標章の表示位置は、ナンバープレートの左上部に貼り付けることとしている(法施行規則第1条の5)。



原動機付自転車において、近年、各市町村が条例に基づき、独自の形状のナンバープレートを決める例が増加していることから、ナンバープレートの視認性を損なわない程度に、**保険標章の表示位置に関する規制を緩和**する必要がある。

例えば...



○ 保険標章の表示位置を、**左上部以外でも可能とする**。

▶ 地域性をより取り入れた独自のデザインのナンバープレートを導入することが可能。

施行日

○ 平成22年12月28日から施行する。